

諮問第七十六号

金銭債権について、その取引の安全を確保して流動性を高めるとともに、電子的な手段を利用した譲渡の法的安定性を確保する観点から、別紙「電子債権制度（仮称）の骨子」に記載するところを基本として整備することにつき検討の上、その要綱を示されたい。

電子債権制度（仮称）の骨子

第一 電子債権の概念

「電子債権」は、①売買等によって発生する原因債権とは別個の金銭債権であり、②電子債権管理機関（仮称）において管理する電子的な帳簿である電子債権原簿（仮称）に発生登録をしなければ発生せず、移転登録をしなければ譲渡されず、抹消登録をしなければ消滅しない債権であって、③指名債権とも、手形債権とも異なる類型の新たな金銭債権とする。

第二 電子債権の発生

- 一 当事者の申請により電子債権原簿に発生登録がされることによつて、初めて電子債権が発生するものとする。
- 二 必要な登録事項を設ける他、任意的な登録事項として、原因関係に関する事項等多様な事項の登録を認める。
- 三 他人名義を冒用して登録がされた場合や、無権限者によつて登録内容が変造された場合等における関係者の責任関係を明らかにする。

第三 電子債権の譲渡

一 当事者の申請により電子債権原簿に移転登録がされることによつて、初めて電子債権が移転するものとする。

二 移転登録による電子債権の譲渡には善意取得や人的抗弁の切断等の効力を認めて、電子債権の流通の保護を図る。

第四 電子債権の消滅

一 支払等がされたことに加えて、電子債権原簿に抹消登録がされることによつて、初めて電子債権が消滅するものとする。

二 電子債権の支払に当たり、電子債権原簿に抹消登録がされるような措置を講ずる。

三 債務者が、電子債権原簿に債権者として登録されている者に支払を行った場合には、一定の要件で免責されることとする。